

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

阿蘇市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 阿蘇市全域

(1) 現況

本市は、平坦地と高冷地に分けられ、平坦地は豊富な水資源を活用した稲作地帯で、地下水の涵養にあたって重要な地域である。更に、担い手への農地の集積が進んでおり、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

高冷地は、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、豊富な自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進し、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図るとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
阿蘇市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全の向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができます。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法指定地域（市内全域）

山村振興地域（旧一の宮町〔古城村・中通村〕）

過疎地域（旧波野村全域）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑・草地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地8度以上）は、すべて交付の対象とする。

（a）一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合

（b）一団の急傾斜農用地と営農上的一体性を有する場合

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、直ちに認定農業者にはなれないが、

将来認定農業者になることが確実と認められる者、又は認定農業者と同等の経営レベルにある者など、市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

① 土地改良通年施行等の取り扱いについて

ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次の掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の6月30日まで（平成27年度においては8月31日）に、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

b 当該年度内に事業が修了すること。

c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

a ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

b 客土事業

c その他土地改良事業等のうちa又はbに該当する工種

イ 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

アの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変化があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を平成31年度まで交付金の交付対象とすることができる。

② 地目及び農地形状等の変更による交付単価

ア 地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

イ 土地改良事業等の実施等により勾配の判定に変更があった場合

(ア) 協定認定期以降に採択された事業による場合は、協定認定期の単価とする。

- (イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。
- ③ 農業生産条件の強化に必要な工種について
農業生産条件の強化に必要な工種は、下記の工種に「その他市が認めるもの」とする。

工種	作業内容
ほ場整備	<p><区画整理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎 客土・土壤改良材の投入 <p><暗渠排水></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	<ul style="list-style-type: none"> ・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	<ul style="list-style-type: none"> ・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

- ④ 上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。